

# 整形外科、耳鼻咽喉科の診療体制変更のお知らせ

患者各位

昨今、病院に勤務する医師の長時間労働・過重労働が社会的に大きな問題となっており、勤務医の激務が最終的に医療安全・患者サービスの低下に繋がるという観点から、勤務医の働き方の見直しを行っています。また、厚生労働省の方針に則り、診療所と病院の役割分担を明確にすべく病診連携を推進してまいりました。

つきましては、これらの一環として、事前の予約を必要とする初診患者様の完全予約制を、下記の診療科においても開始することとしましたので、ご理解とご協力のほどよろしくお願いいたします。

記

完全予約制  
対象診療科

(初診患者様に限る)

- ・整形外科(スポーツ整形外科除く)
- ・耳鼻咽喉科・頭頸部外科

※(精神科、ペインクリニック、放射線治療科は従来通り、初再診共に完全予約制)

※スポーツ整形の紹介状無しを受診は『膝・足関節の損傷のみ』とさせて頂いております。こちらもできる限り予約取得のご協力をお願いします。

予約方法

・完全予約制の対象診療科では、新患患者様について、紹介元の主治医から当院地域連携室宛ての事前予約が必要となります。

開始日

・平成30年4月2日(月)

平成30年3月27日  
大阪労災病院長